お

めんどくしぇ おのくん イラスト・写真

ご利用の手引き

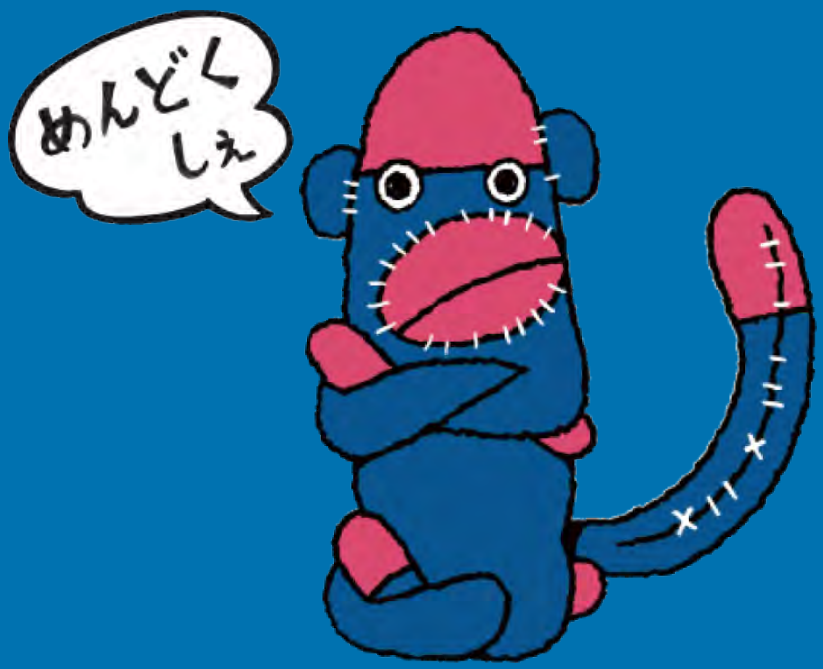

おのくんプロジェクト

目次

1. 申請手続きについて

資料申請の方法や留意点などをまとめています。

2. デザインについて

おのくんを使ってデザインする際のルールをまとめています。

3. 食品について

食品の場合は特に注意が必要なことをまとめています。

4. その他（cmなどについて）

広告などへの使用についてまとめています。

1. 申請の手続きについて

申請には、下記の書類を”必ず”提出してください。

「おのくん」のイラストや写真を著作権者「株式会社ソーシャルイマジン」以外で利用される場合は、新聞、テレビ、雑誌などの報道機関が報道目的に利用する場合ならびに個人で楽しむ場合を除き、直接利用しようとされる方からの事前の申請による許可を得ることが必要です。
おのくんの応援の為に使用される場合も例外ではありません。

① 申請書（印鑑が必要）
② 利用する商品などの見本
※見本が添付できない場合は、写真や図案、原稿など、商品を確認できるものを添付してください。
③ 使用される企業・団体などの概要書
※個人の場合は、免許書のコピーなど、個人を確認できるもの、活動内容がわかるモノを添付してください。

＋食品に利用される場合は、以下の書類も必要になります。

④ 製造もしくは販売に係る保健所の営業許可書（写）または取り扱い各店舗の業務開始報告書（写）
⑤ 製造または販売する店舗一覧（店舗名、所在地、連絡先が書かれたもので可）

申請書に必要事項を記入して、
事務局へ郵送または持参してね。

提出先
〒981-0503
宮城県東松島市矢本字上新沼８
株式会社ソーシャルイマジン内
おのくんプロジェクト事務局
☎0225-90-3314

おのくんHP　http://socialimagine.wix.com/onokun
㈱ソーシャルイマジン　http://socialimagine.wix.com/sist

受付完了後、審査から利用許諾まで、約１ヶ月かかりますので、
お早めに提出してください。

※修正などが必要な場合は、さらにお時間がかかることになりますので、ご了承ください。

利用申請書提出 → 受付 → 審査 → 利用許諾

デザインの修正・調整

約１ヶ月

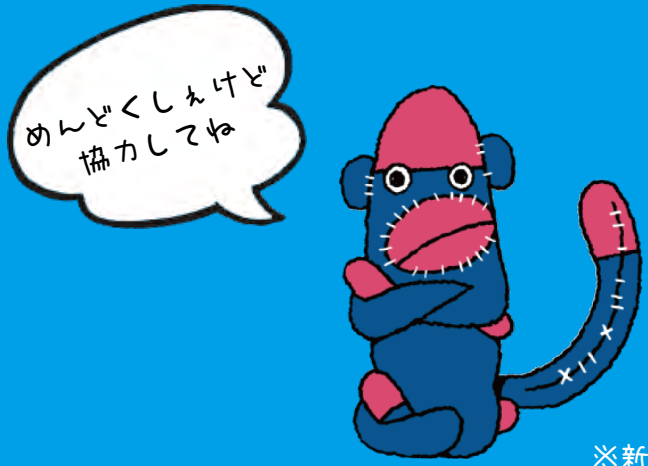

※新聞・テレビ・雑誌など報道関係機関が
報道を目的に利用する場合は、除かれます。

おのくんのイラストおよび写真には、
必ず「許諾番号」をつけてください。

利用許諾を受けた商品などには、下記のとおり、
著作権表示と番号を組み合わせて表示してください

おのくん

＋

日本語で表示する場合

©2014 めんどくしぇおのくん#●●●●

英語で表示する場合

©2014 mendokushe. Ono-kun#●●●●

記載例

許諾番号は下記のように記載してください。

印刷物の場合

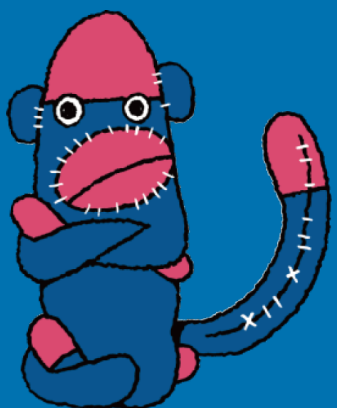

©2014 めんどくしぇ
おのくん#●●●●

商品の場合

タグに記載する

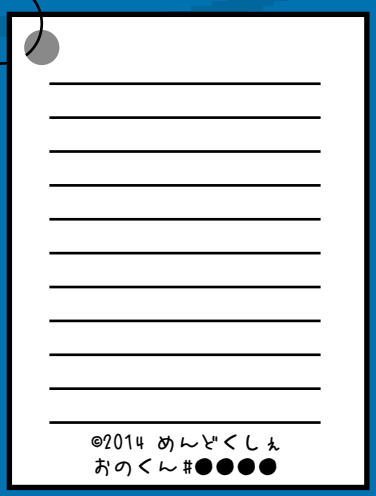

パッケージに印刷する

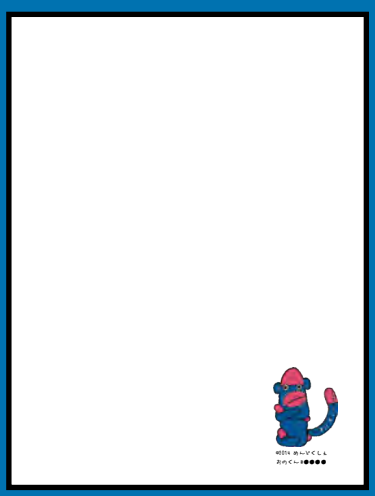

別記様式第1号の1

キャラクターめんどくしぇ おのくん・おのくんロゴ利用申請書（販売する商品（食品以外））

平成　年　月　日

株式会社ソーシャルイマジン　代表者　様

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者職
代表者氏名　　印

めんどくしぇ おのくん・おのくんロゴを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

名称　（※商品名へのおのくんの利用はできません）			
申請する商品の種類	種類	合計点数　（色違いやサイズ違いも1点ずつカウントする）	合計　点
具体的な内容（数量・サイズ・想定予定数・販売価格・販売場所・販売先等を詳しく記載してください。）			
販売場所（当てはまる番号に○をつけ販売場所を詳しく記載してください。）	1 宮城県東松島市内　2 宮城県内　3 県外および号の他		
利用期間（2年以内）	平成　年　月　日から　平成　年　月　日		
キャラクター名・許諾番号の記載場所			
連絡先	担当者名： 電話番号：　FAX： E-MAIL：		

添付書類
（1）　利用する製品（商品）の見本（見本が添付できない場合、写真の印刷物等）
（2）　企業、団体等の概要書（パンフ等）　個人の場合はプロフィール

個人で申請される場合の添付書類

免許証のコピーなど個人を確認できるもの活動内容がわかるもの

免許証などのコピー

＋

活動内容がわかるもの
（書式自由）

【例】

お名前	
ご住所	
電話番号	
お仕事や活動内容など	（例）農家を営んでいます。路地栽培で、 地野菜を中心に生産しております。 一部首都圏向けに、なすび、とまと、かぼちゃ などを出荷しています。 地元では、一部、加工品を生産しています。 ブログがありますので、http:www.xxxx をご覧ください。

デザインや種類を増やしたいとき、現在使用している内容を変更する場合には、変更申請が必要です。

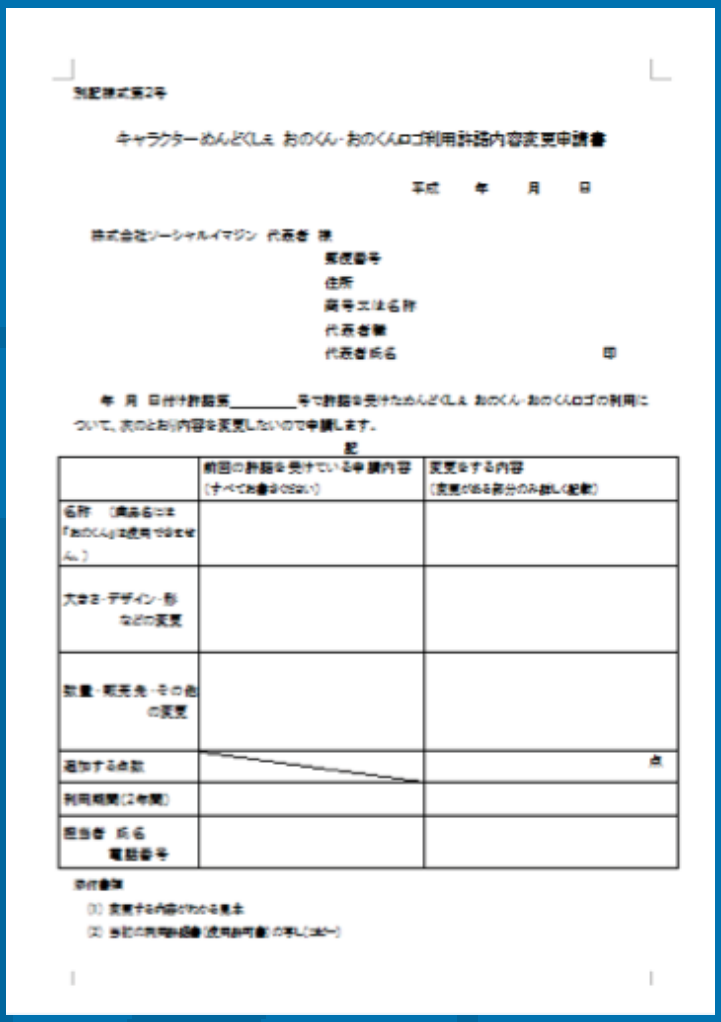

別記様式第2号

キャラクターめんどくしえ おのくん・おのくんロゴ利用許諾内容変更申請書

平成　年　月　日

株式会社ソーシャルイマジン 代表者 様

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者職
代表者氏名　印

年 月 日付け許諾第＿＿＿＿号で許諾を受けたかんどくしえ おのくん・おのくんロゴの利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回の許諾を受けている申請内容（すべてお書きください）	変更をする内容（変更がある部分のみ詳しく記載）
名称（商品名には「おのくん」は使用できません）		
大きさ・デザイン・形などの変更		
数量・販売先・その他の変更		
追加する点数		点
利用期間（1年間）		
担当者 氏名 電話番号		

添付書類
(1) 変更する内容がわかる見本
(2) 当初の許諾証（使用許可書）の写し（コピー）

こんな時に必要です。

- ステッカーの形を変えたい
- 缶バッヂのデザインを増やしたい
- 新しい色を追加したい

【注意】
以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要ですので、許諾番号も新しく発行されます。

申請書に添付する「商品などの見本」について

商品（見本）の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、おのくんをどのように利用するのかが具体的にわかるものが必要です。
また、許諾番号についても、©2014 めんどくしぇおのくん#●●●●（●●●●は、許諾後に発行される番号）の表記を入れて、サンプルを提出してください。

※利用期間満了後の在庫品の販売について当初の許可内容（使用品の名称や販売小売価格、製造予定数）を変更する場合は、新たに申請が必要になります。

商品の場合

どんな商品になるのか、具体的なイメージがわかるものを提出してください。（POP、タグ、台紙などについても、申請時にまとめてデザインを提出してください。）
現物やサンプルを提出できない場合は仕様書や設計図などを提出してください。

パッケージの場合

どこに、どのような大きさや色でおのくんを使用するのか、わかるように提出してください。（シール・ラベルなどを商品などに貼り付ける場合は、そのシールなどのデザイン案と、シールを貼る商品の画像などをつけてください。）

チラシ等印刷の場合

印刷物の中で、どこに、どのような大きさや色でおのくんを使用するのか、わかるように提出してください。

デザインデータ等の使用方法の諸注意

イラストについて

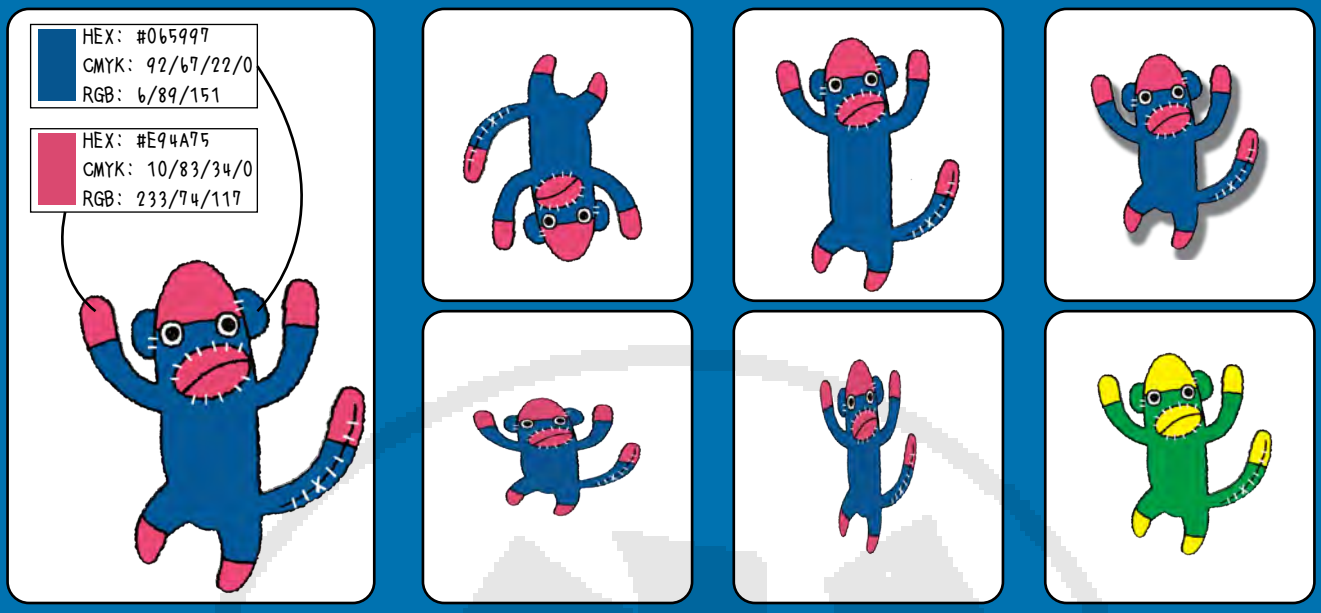

・おのくんの色は指定された色を使用してください。
・おのくんを反転・回転させないでください。
・おのくんの腕や足、胴体などの変形をしないでください。
・おのくんに影や、3D、グラデーションなどの効果を付けないでください。
・おのくんを伸縮しないでください。
・おのくんの配色を変更しないでください。
※その他デザインについては各自 SI にお問い合わせください。

ロゴについて

・ロゴ等を他のロゴやグラフィック要素と一緒に使用する場合、ロゴを取り囲む四角のサイズの 150% に相当するセーフティスペース（余白）を確保してください。
・ロゴに隣接してテキストを追加しないでください。
・ロゴを伸縮させないでください。
・ロゴを反転・回転させないでください。
・ロゴの配色を変更しないでください。
・「おのくん」をロゴの右側・下側以外の場所には配置しないでください。

利用にあたっての留意事項

利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、株式会社ソーシャルイマジンは、一切の責任を負わないものとする。

利用にあたっては、製造物責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者などに誤認や誤解を与えないようにしてください。

利用許諾は、株式会社ソーシャルイマジンが著作権を有するおのくんのイラスト、写真を使用することを許可するものであり、利用許諾を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

以下の場合、使用許諾はできません！

（1）法令および公序良俗に反するものと認められる場合
（2）東松島市ならびにSIの信用または品位を害するものと認められる場合
（3）第三者の利益を害するものと認められる場合
（4）特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められる場合
（5）風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第122号）第２条に定める営業を行うものが使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
(6) キャラクター等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
(7) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
(8) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合
(9) キャラクター等の著しい変形そのたキャラクター等の利用が適当でないと認められる場合
(10) その他 SI 代表者が別に定める要件に該当しない場合